

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct (倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称:オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-2 中期経営計画の策定】

当社は現在、単年度での業績見通しを決算短信にて開示しております。

当社はテクノロジー・カンパニーとしてクラウドソリューションをはじめとする最先端のデジタル技術をご提供することにより、顧客企業のイノベーションの実現とビジネスの変革を支援するベストパートナーになることを目指しております。

当社の属する業界におきましては、技術の変化、顧客ニーズの変化に対し、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うことが重要となっております。そのため現在、中期経営計画の公表を行っておりません。また、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を有価証券報告書および事業報告等において明確に公表するとともに、投資家に対する説明会および個別の面談を通して対話を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は上場株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関係会社取引については、独立性を確保するため当社の取締役会、執行役および執行役員により、独立した企業体として経営の意思決定を行っており、取引内容につきましては、決算短信、事業報告、有価証券報告書等を通じ、適時適切に開示しております。

当社取締役会は、当社や株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役および執行役による自己取引および利益相反取引については当社取締役会の承認を必要とすることを取締役会上程要領に定めております。

主要株主等との取引の詳細につきましては、支配株主との取引に関する開示資料をご参照ください。

https://www.oracle.com/jp/a/ocom/docs/jp-investor-relations/20220823_shihai.pdf

【補充原則2-4-1 多様性の確保】

【Culture starts with you ~ オラクルとD&I】

少子高齢化による労働人口の減少、個人のライフスタイルの多様化、そしてパンデミックのもとでの働き方の変化等、社会は複雑、多様で激しく変化しています。当社は、全ての人々が自分らしく働くことができる機会を公正に与えられる環境づくりをサポートしております。その施策の1つが、ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)です。D&Iは、多様性と多様な価値観をそれぞれが包摂し、それぞれの良さを発揮して、オラクルで働く人も、オラクルという企業そのものも、大きく成長していくための重要な経営戦略の一つです。また、その指針は社員一人ひとりの倫理道徳規範のひとつとして「Oracle Code」にも掲げられております。

当社は、多様性に敬意を払うだけでなく、むしろ歓迎します。イノベーションを創出し、未来を切り開いていくためには、多様な背景、視点、能力を持った人々が必要だと信じています。あらゆる人が最高の仕事ができる環境を整え、社会の中でモデルになるような取り組みを率先し、それを発信していくことが、社会に対する当社の責任でもあります。

当社には、D&Iに関する“専門の組織”、“専任の部署”はありません。これには、「Culture starts with you」というオラクル独自の考え方が背景にあります。オラクルが志向しているのは、人も組織も自律自走型であること。だからこそ、D&Iの活動もトップダウンだけではなく、自らの意思で手を挙げるボトムアップ、つまり社員主体の活動を重視しています。尊重しているのは自らの意思や挑戦です。

オラクルにはD&Iに関して、社員の意思と挑戦を元に活動する3つのEmployee Resource Group(ERG)があります。LBGTQの方を含め全ての社員が安心して働ける社内外の環境づくりのサポートを提供するを目的としたOracle Pride Employee Network(OPEN)、障がいのある方々やそのご家族・友人を支援し、ともに働きやすい環境づくりを目指すコミュニティであるOracle Diverse Ability Network(ODAN)、そして2011年にスタートし今年で10年目を迎える女性の次世代リーダー育成を目的としたOracle Women's Leadership(OWL)も年々活発になっています。

【2031年に向けた中長期計画】

これまでの活動に加え、2031年までの中長期計画として、「女性社員」、「中途採用社員」、「外国籍社員」について、人材の採用、育成、登用の観点から、下記の取組みを組織的に推進していきます。

また、一覧としても整理しておりますので、別添の中長期計画の一覧をご参照ください。

[女性社員の採用・育成・登用]

現在の女性マネジャー比率は全社員比で14%です。女性が活躍できる環境を提供することで、この比率を高めていくことは、課題のひとつと認識しております。この課題の背景には、当社がこれまで培ってきた環境やカルチャーが、結果として男性にとって優位なものになっていたという側面があります。知らず知らずのうちにもっている様々なバイアスや特権を認識して、その解消のために一人ひとりが主体的に行動することなくして、環境やカルチャーは変わっていきません。

2021年のInternational Women's DayにOWLが主催したイベントでは、リーダーが「組織のジェンダーバランス改善を目指し、ジェンダー間の不平等や偏見に立ち向かい、データを活用し、さらなる女性の成長と躍進をサポートする」と宣言しました。さらに、取締役会を含む企業の重要意思決定機関に占める女性割合の向上を目的とした世界的キャンペーンである「30% Club Japan」にも加入し、同時に、女性マネジャー比率を今後3年のうちに5%引き上げていくことを目標に掲げました。女性社員比率は2016年から5%程度上がっております。今後は、女性も働きやすく、活躍しやすい環境やキャリア形成の機会を積極的に提供していくことで、女性マネジャーやリーダーの育成が加速されると信じています。まず女性トップタレントにかかわるタレントマネジメントを導入いたしました。今後、女性マネジャーの育成プログラムを立上げ、またキャリアレベルの枠を越えたダイバーシティ&インクルージョン/コミュニケーションのトレーニングプログラムも展開してまいります。

[中途採用社員の採用・育成・登用]

当社では優秀な学卒者の確保と若年層採用による一定の労務構成の維持等の観点から、新卒採用をも継続しながらも、通年採用を積極的に行っております。現在、社員の86%、マネジャーの84%を中途採用社員が構成しています。リモートワーク環境の中でも中途採用社員が、スピーディに社内システム等に慣れ、活躍することを支援し、入社後速やかに一体感を感じることができる職場づくりのための施策を展開しております。

また、「人生100年時代」を見据え、中途採用社員を含む全社員が自分らしく長く働ける環境づくりにも努めています。少子高齢化による労働人口減少という情勢下においては、年齢に関わらず優秀な人材の登用は重要な課題のひとつです。当社は2006年より高齢者の継続雇用の制度を施行し、2013年からは継続雇用を希望する社員が65歳まで継続できる雇用制度を運用してまいりました。さらに2019年6月から定年自体を65歳に引き上げる規程改定を実施し、制度の拡充を図っております。そして、2021年4月には65歳に定年到達した後も70歳まで働くことができるよう継続雇用制度を改定いたしました。この高齢者継続雇用規程は、健康で就労意欲があり、高い能力がある社員が定年到達以降も継続的に働き続けることができるワークフォースのダイバーシティの推進を目的とした制度です。

[外国籍社員の採用・育成・登用]

現在、全社員に対して5%、マネジャーに対して6%を外国籍社員が構成しています。当社は米国オラクルコーポレーションの日本法人でもあり、事業推進において国際的に組織が結びついています。事業方針の展開においては、こうしたグローバルな人材との活発な相互コミュニケーションは必要不可欠な要素です。経営幹部・リーダー層の英語によるコミュニケーション能力の拡充による経営方針展開の迅速化、そして労働市場からグローバルなバイリンガル人材の採用を一層推進してまいります。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

確定拠出個人年金制度(401k)を導入しており、従業員に対して運用制度の説明会を定期的に開催しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げております。ITの役割は業務効率化、コスト削減などのツールから、企業のプロセスやビジネスモデルの変革を支える経営基盤へと進化し、その利用形態も革新し続けております。当社はテクノロジー・カンパニーとしてクラウドソリューションをはじめとする最先端のデジタル技術をご提供することにより、お客様の競争力強化、業績向上、社会の利便性向上、発展に貢献していくことを基本方針としております。

[ミッション・ステートメント]

当社は、お客様企業の基幹システムのクラウド移行と積極的なデータ活用によるビジネス成長を支援することにより、さらなる企業成長を目指しております。また人々が新たな方法でデータを理解し、本質を見極め、無限の可能性を解き放てるよう支援していくことをミッションとしております。我々自身が進化を続け、そしてお客様の進化を正しくナビゲートしていくことが、世の中を正しい方向に導く一歩となり、いずれ社会や人類への貢献に繋がると考えております。

[当社の強み]

「Be a TRUSTED TECHNOLOGY ADVISOR」を掲げ、お客様企業の基幹システムのクラウド移行と積極的なデータ活用によるビジネス成長を支援することにより、さらなる企業成長を目指しております。テクノロジー企業であるオラクルが自社のテクノロジーを用いて実践したビジネスプロセスの近代化、デジタル化の成果をお客様企業へ導入することで、Oracle@Oracleが実現したデータ・ドリブなデジタル・トランスフォーメーションへのジャーニーを支援してまいります。

当社はシステムを構築するために必要なプラットフォーム製品、業務アプリケーション、ハードウェアまでを、クラウド、オンプレミスいずれの環境においても展開可能な総合的製品ポートフォリオを有しております。特にソフトウェア・ライセンス製品は、長年、高度なセキュリティ、可用性と高速処理性能が求められるミッションクリティカル領域で広く採用されております。新たな事業の柱として注力しているオラクルクラウドは、このソフトウェア・ライセンスと同じ設計思想、同じ技術で構築しており、オラクルのソフトウェア・ライセンスで構築したオンプレミス・システムとオラクルクラウドとの連携、双方向の移行を可能とすることを強みとしております。

[重点施策]

これまで注力してきたデータ・ドリブなアプローチにより情報価値を最大化するクラウドサービス、それらの利用を支援する各種サービスの提供をさらに加速させ、ライセンスチーム・クラウドチームがより強力に連携することで、お客様のクラウドトランスフォーメーションをともに推進いたします。

さらに組織横断的なコラボレーションによりインダストリーモデルをより強化し、各業界のお客様に最適なオラクルソリューションをご提供することで、お客様のビジネスに貢献してまいります。

「クラウドトランスフォーメーションを加速」させていくための施策として、具体的には以下5点に注力し取り組みます。(1)ミッション・クリティカル・システムのTCO*を最適化コスト構造の変革、事業継続リスクの最小化、および変化対応力の両立を支援します。(2)ビジネスプロセス全体のデジタル化間接業務負荷を軽減し、付加価値の高い業務へ経営資源を集中できるよう支援します。(3)安全、安心で、豊かな暮らしを支える社会公共基盤の実現経済安全保障に求められる強靱でセキュアな社会基盤の実現を支援します。(4)社会・企業活動のサステナビリティを加速中期的な企業価値向上と、循環型経済の実現に向けITの側面から支援します。(5)ビジネスパートナーとのエコシステムを強化当社とステークホルダーの強みを合わせ、イニシアチブを推進します。

*TCO: Total Cost of Ownership -総保有コスト。初期投資額だけでなく、ランニングコスト(保守・運用・維持等のための費用、例えば設備・システムなどのメンテナンス、有償の更新、管理のための人件費、光熱費など)として必要になる経費をトータルに含めた経費で、実際に支出すべき金額

の全額。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.1.基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 執行役および取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

報酬委員会(非執行取締役のみで構成される)は、役員報酬等の方針を決定もしくは変更にあたり、. 営業担当執行役を兼ねる取締役および営業担当執行役の報酬、. 非営業担当執行役を兼ねる取締役および非営業担当執行役の報酬、. 非執行取締役および社外取締役、のそれぞれにつき、オラクルコーポレーショングループの報酬方針も参考に、支給の内容、方法、時期等を審議しております。

取締役および執行役の報酬等については、報酬委員会において十分な議論のうえ決定しており、透明性と客観性を担保しています。

[取締役および執行役の報酬の内容の決定に関する方針]

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分、業績連動型賞与部分および株式報酬部分の3つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

(a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

(b) 業績連動型賞与部分

当社では担当職掌により、業績連動賞与部分に係る指標をそれぞれ個別に決定しております。営業担当執行役については、その期の会社が重点を置くべき項目(売上・利益等)を主な指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社製品サービスの売上成長等の複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。非営業担当執行役については、主にオラクルコーポレーショングループの方針を参考に、支給の可否を決定しています。

(c) 株式報酬部分

執行役を兼ねる取締役及び執行役と株主の株価向上による利益を一致させ、継続的な貢献を期待するためのものとして、執行役の職務執行がより強く動機づけられるインセンティブプランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」を導入しております。

(iv) 執行役の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は指名委員会等設置会社であり、指名委員会が、取締役の選任および解任に関する株主総会議案、取締役の選任および解任のために必要な基本方針、規則および手続等を決定する権限を有しています。

指名委員会は、次年度の取締役会構成案、社外取締役の独立性・中立性の要件等を決定するとともに、取締役候補者の決定を行っています。

(v) 執行役の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

指名委員会が決定した社外取締役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類および本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【社外取締役に関する事項】」において取締役候補者とする理由を記載しておりますのでご参照ください。

また、執行役の選任は取締役会の決議事項であり、代表執行役が理由を付して候補者を取締役会に提案し、取締役会で選任しています。

取締役候補者につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類、当社ホームページに記載しておりますので、以下サイトをご参照ください。

<https://www.oracle.com/jp/a/pr/docs/spokespeople-boardmember.pdf>

[補充原則3-1-3 サステナビリティについての取り組み等]

当社は、オラクルグループの一員として、オラクルグローバルでのサステナビリティの取り組みを実施しております。詳細に関しては、以下をご参照ください。

<https://www.oracle.com/jp/corporate/citizenship/sustainability/>

[補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲]

当社は指名委員会等設置会社であり、当社取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任して経営の活力を増大させるとともに、経営の監督機能に専念しております。

取締役会は、経営の基本方針、執行役の選任など、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の意思決定を行います。取締役会の決議事項、取締役会への報告事項については、具体的に取締役会規程および取締役会上程要領に定めています。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員要件を満たす独立社外取締役を3名選任しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質]

指名委員会が候補者とする独立社外取締役は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」III 5.(3)の2に定められた事項のいずれにも該当せず、十分な独立性を有しており、特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

[補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保]

当社取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持することとしています。

現在は、取締役9名のうち4名は社外取締役で、社外取締役のうち3名は東証の独立基準を満たしております。バックグラウンドは、企業経営者、大学教授です。また、取締役9名中5名が日本以外の国籍であり、2名は女性です。

各分野における経験と知見に基づき、取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に任務を果たしていただくと指名委員会において判断しています。

また、当社の取締役が有している能力(スキル・経験・専門性)につきましては、一覧表(スキル・マトリックス)として整理しております。

別添の[スキル・マトリックス]模式図をご参照ください。

* なお、一覧表の記載は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役の兼任先については、取締役会および指名委員会がこれを確認し、当社の取締役としての職務の遂行に問題がないことに加え、社外取締役の場合には、社外取締役としての独立性・中立性に問題がないことを確認しています。
なお、取締役の主な兼任状況については、株主総会招集ご通知の参考書類、有価証券報告書等で開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価結果の概要】

当社取締役会は、取締役会の現状について正しく理解し、取締役会全体の機能向上を図り、より実効性の高い運営を目指すためことを目的として、2016年5月期より取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。

(i) 分析・評価方法

- ・取締役会メンバー全員に対して、5段階の自己評価アンケートを無記名方式で実施(取締役会の役割、執行役との関係、取締役の資質、取締役会の運営の4項目、全18問)
- ・回答の集計結果、フリーコメントに基づき、評価分析を実施
- ・分析結果に基づき、取締役会にて実効性評価について建設的な議論を行い、現在の改善点および今後の対応を共有

(ii) 実効性評価結果の概要

当社取締役会は、多様なバックグラウンドを有する取締役で構成されており、独立した客観的な立場から経営陣に対する監督が適切に行われ、経営上の課題についても社外取締役を含め建設的な議論が行われております。

以上の結果より、実効性が確保されているとの評価となりました。今後の取締役会の機能強化に関する議論を踏まえ、今後も取締役会の実効性の向上と継続的な改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役等に対するトレーニングの方針】

当社は各取締役に対し、各種法令やコンプライアンス、IT業界や経営等に関する外部セミナー等への参加および外部の人的ネットワークの構築を推奨しており、会社の事業等に関する状況を含め、その役割と責務を果たすために必要な知識について、適宜、提供し、更新する機会を設けています。

また、定時株主総会での取締役選任後、社外取締役を含む全取締役を対象とした外部講師による研修を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の情報開示の一貫性、統一性を確保するために、情報開示責任者を代表執行役と定め、適時開示はIR部門が担当しております。当社社長およびCFO、IR部門、PR部門への面談申込に対しては、目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ対応を検討することとしています。

IR部門は、社内関係部署と日々のオペレーションにおける連携を取り、株主・投資家の皆様に、当社の経営・財務状況を積極的かつ公正、公平、タイムリーに情報開示し、企業価値のさらなる向上に資するIR活動を推進しています。

また、個別面談に加え、年間4回行う四半期決算説明会のすべてにCFOが出席し、投資家およびアナリストと直接対話を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ORACLE JAPAN HOLDING,INC. (常任代理人S M B C 日興証券株式会社)	94,967,000	74.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,362,100	4.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,720,500	1.34
SMBC日興証券株式会社	1,667,800	1.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	967,704	0.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	932,597	0.72
日本証券金融株式会社	910,300	0.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	847,490	0.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	785,635	0.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	731,807	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	オラクル・コーポレーション (上場:海外) (コード)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主 オラクル・ジャパン・ホールディング・インク

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当企業集団は世界各地で、クラウド・コンピューティングを含むITシステムの構築・運用に利用されるデータベース、ミドルウェアおよびアプリケーション等のソフトウェア、サーバー、ストレージ、ネットワーク機器等のハードウェアの販売と、これらの製品をインターネットなどのネットワークを通じて提供するクラウドサービス、当社製品の導入や利用を支援する各種サービスの提供を行っております。

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約を結んでおります。また、オラクル・コーポレーションの子会社で、オラクル・コーポレーションによる買収製品(ソフトウェアおよびハードウェア)およびクラウドサービスの日本におけるライセンス許諾権・製品販売権を保有している日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社と販売代理店契約を結んでおります。

これらの契約に基づき、当社はオラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤリティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。また、当該買収製品およびクラウドサービスについては日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社から供給を受け、その対価(売上高に対する一定割合のロイヤリティまたは製品仕入代

金)を支払っております。

また、オラクル・コーポレーションが開発した製品の国内市場における販売と、これらに付随する関連サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、当社独自の事業戦略あるいは親会社のグローバルな事業戦略の一環で、将来、買収や合併を実施する可能性があります。これに伴い、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社の事業と統合出来ない可能性や、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との関係を維持出来ない可能性や買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 更新	9名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
藤森 義明	他の会社の出身者												
ジョン・エル・ホール	他の会社の出身者												
夏野 剛	他の会社の出身者												
黒田 由貴子(戸籍上の氏名: 松本 由貴子)	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
藤森 義明					<p>2016年6月株式会社LIXILグループアドバイザーに就任、武田薬品工業株式会社社外取締役、ボストン・サイエンティフィックコーポレーション社外取締役、CVCキャピタルパートナーズ日本法人最高顧問を兼務し、2018年8月当社社外取締役に就任いたしました。</p> <p>なお、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。</p>	<p>グローバルに事業を展開する企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただくためであります。</p> <p>[独立役員に指定した理由] 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2018年8月より独立役員に指定しております。</p>
ジョン・エル・ホール					<p>1997年9月より、親会社であるオラクル・コーポレーションのシニア・バイス・プレジデントを務めており、2003年8月より当社取締役に兼務していましたが、2015年6月オラクル・コーポレーションを退職いたしました。</p>	<p>当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言をいただいております。</p>
夏野 剛					<p>2008年5月慶応義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授に就任、セガサミーホールディングス株式会社、トランスコスモス株式会社、エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社、株式会社ドワンゴ、株式会社ディー・エル・イー、グリーン株式会社、株式会社UESN-NEXT HOLDINGS等の取締役、社外取締役に兼務するなど、様々な会社経営等の経歴を経て、2016年8月当社社外取締役に就任いたしました。</p> <p>なお、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。</p>	<p>IT業界における幅広い経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に反映していただくためであります。</p> <p>[独立役員に指定した理由] 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2016年8月より独立役員に指定しております。</p>
黒田 由貴子(戸籍上の氏名: 松本 由貴子)					<p>2012年4月株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダーに就任、丸紅株式会社、三井化学株式会社、株式会社セブン銀行、テルモ株式会社、株式会社大林組の社外取締役に兼務し、2022年8月当社社外取締役に就任いたしました。</p> <p>なお、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。</p>	<p>グローバルに事業を展開する企業経営およびグローバル人材の育成にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただくためであります。</p> <p>[独立役員に指定した理由] 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2022年8月より独立役員に指定しております。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数

4名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無	
		指名委員	報酬委員		
三澤 智光	なし	あり	×	×	なし
エス・クリシュナ・クマール	なし	あり	×	×	なし
内海 寛子(戸籍上の氏名: 名嘉 寛子)	あり	なし	×	×	なし
中島 里香	あり	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、事務局を設置しております。

また、事務局に属する使用人の任命、異動、評価については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重するものであります。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社はオラクル・グループのInternal Audit Charterに従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図っております。また当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。

監査委員は、当該部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるだけでなく、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる体制をとっております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

2014年10月24日開催の報酬委員会において、当社取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられる報酬体系に改定するため、新たなインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」(以下「BIP信託」といいます。)を導入いたしました。

当社が、本制度を利用することを選択した取締役・執行役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は予め定める当社の株式交付規程に基づき、当社取締役・執行役に対して交付することが見込まれる一

定数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社の株式交付規程に従い、信託期間中の当社の業績等に応じた数の当社株式を、毎年一定の日に当社取締役・執行役の報酬として交付します。

新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。新株予約権制度と株式報酬制度の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対する交付株式数の換算割合は、4:1です。

なお、当事業年度末日(2022年5月31日現在)に当該信託が保有する当社株式数は3,356株です。

また、2020年5月期より新株予約権(ストック・オプション)の新規付与は停止し、株式報酬制度に一本化いたしました。2022年5月期中に職務執行の対価としてBIP信託の割当を受けた当社の取締役および執行役は次のとおりです。

三澤 智光 10,000株

内海 寛子 2,000株

中島 里香 2,000株

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、執行役の報酬等の総額、社外取締役の報酬等の総額、および報酬等の総額が1億円以上である取締役の個別の報酬額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会(非執行取締役のみで構成される)は、役員報酬等の方針を決定もしくは変更にあたり、. 営業担当執行役を兼ねる取締役および営業担当執行役の報酬、. 非営業担当執行役を兼ねる取締役および非営業担当執行役の報酬、. 非執行取締役および社外取締役、のそれぞれにつき、オラクルコーポレーショングループの報酬方針も参考に、支給の内容、方法、時期等を審議しております。

取締役および執行役の報酬等については、報酬委員会において十分な議論のうえ決定しており、透明性と客観性を担保しています。

[取締役および執行役の報酬の内容の決定に関する方針]

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分、業績連動型賞与部分および株式報酬部分の3つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

(a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

(b) 業績連動型賞与部分

当社では担当職掌により、業績連動賞与部分に係る指標をそれぞれ個別に決定しております。営業担当執行役については、その期の会社が重点を置くべき項目(売上・利益等)を主な指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社製品サービスの売上成長等の複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。非営業担当執行役については、主にオラクルコーポレーショングループの方針を参考に、支給の可否を決定しています。

(c) 株式報酬部分

執行役を兼ねる取締役及び執行役と株主の株価向上による利益を一致させ、継続的な貢献を期待するためのものとして、執行役の職務執行がより強く動機づけられるインセンティブプランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」を導入しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は取締役会の事務局を設置し、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は指名委員会等設置会社であります。経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的としております。

経営に関する重要課題の討議を行い、執行役の迅速な意思決定を行うことを目的として、代表執行役、執行役を主要構成員とする執行役会(Meeting of Corporate Executive Officers)を設置しております。
部門横断的な討議の場および全社に向けた情報発信元として各階層への情報提供を積極的に行うことで、透明性の高い経営を確保しております。

[監査委員会]

監査委員会による監査につきましては、監査委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性・妥当性を監査いたします。代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める体制をとっております。

同委員会は取締役の決議によって選定された取締役により構成されております。

委員長は、社外取締役のジョン・エル・ホールが務めており、委員数は3名のうち2名が社外取締役で構成されております。

[指名委員会]

指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。

同委員会は取締役の決議によって選定された取締役により構成されております。

委員長は社外取締役であるジョン・エル・ホールが務めており、委員数は3名のうち2名が社外取締役で構成されております。

同委員会の事務局は人事部門が行い、担当執行役がこれを補佐しています。

[報酬委員会]

報酬委員会は取締役及び執行役が受ける報酬等の方針の策定、並びに取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定します。

同委員会は取締役会の決議によって選定された取締役により構成されております。

委員長は社外取締役であるジョン・エル・ホールが務めており、委員数は3名のうち2名が社外取締役で構成されております。

同委員会の事務局は人事部門が行い、担当執行役がこれを補佐しています。

[会計監査人]

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、監査契約に基づき年度会計監査および四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

[特別委員会]

独立社外取締役が3分の1に満たない場合には、当社の取締役会の監督機能を強化し、少数株主の利益保護等を目的に、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置することとしております。なお、現在においては独立社外取締役が3分の1以上となったため設置していません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2000年8月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定ならびに業務の監督機関としての取締役会と執行役員の業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保するとともに、環境の変化に迅速に対応できる体制の整備に努めてまいりました。

これまでの施策を通じて整えてきた体制をさらに強化し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的として、2008年8月より委員会設置会社(2015年5月1日付の会社法改正により「指名委員会等設置会社」に名称変更)の形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の招集通知は、法定期限日より2日早期発送を行い、当社webサイトへは3日早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算会社であり、直近の定時株主総会の開催日は2022年8月23日です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する三菱UFJ託銀行が運営する議決権行使サイトにアクセスし、ご利用いただくことによって実施可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年8月開催の定時株主総会より、当社定款の定めに基づき、「場所の定めのない株主総会」いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」として開催いたしました。遠隔地の株主様などより多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを軽減することを目的としております。
招集通知(要約)の英文での提供	東証の運営する適時開示システム「TDnet」を通じて英文招集通知および関連資料を提供しているほか、当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいてディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は毎四半期の業績発表の当日に、最高財務責任者(CFO)による機関投資家ならびに証券アナリスト向け説明会を開催しております。また、国内および海外の機関投資家向けに年1~2回、CFOによるIRツアーを行っております。ただし、2022年5月期中においては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響を鑑み、海外IRツアーは実施しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、投資家向け情報として決算短信、補足資料等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、株主通信、電子公告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIR専任部署として、IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度に合致し、さらにオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。</p> <p>また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct (倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称: オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業行動遂行上の指針としております。</p> <p>詳細は、「オラクル・コード」をご覧ください。 https://www.oracle.com/webfolder/assets/ebook/employee-code-of-conduct-and-ethics/pdf/Jp.pdf</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、グローバル・カンパニーとしての利点を活かしながら、ITを通じてステークホルダーの期待を超える価値を提供するとともに、未来への革新を推進し、感動を共有していきたいと考え、直接あるいは間接的に、経済、社会、環境の改善に貢献してまいりました。</p> <p>当社は、すべての方に使いやすい製品づくりを目指し、アクセシビリティ関連の標準化団体に積極的に参加、アクセシビリティに優れた製品を開発する努力を続けております。</p> <p>また、オープン・スタンダードは技術革新を実現し、公正な競争を促すという信念のもと、すでに2000年ころからオープン・スタンダードの考えを製品に反映させてまいりました。</p> <p>さらに、常日頃から、リサイクルや再利用、廃棄物の削減など環境に配慮した事業の推進をしております。社員によるボランティア活動への参加を奨励することで、個人においても、社会に貢献する意識の向上を支援しております。当社の本業である情報技術の提供という事業の継続によって、ステークホルダーに貢献してまいります。</p> <p>詳細は、「Oracle Corporate Citizenship」をご覧ください。 https://www.oracle.com/jp/corporate/citizenship/</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社はIR活動に際し、以下の方針に基づいて情報の開示、印刷物やウェブサイト等での情報提供、取材やお問い合わせの対応を行っております。</p> <p>(1) 公平・迅速な情報開示</p> <p>情報の開示は金融商品取引法等の諸法令(以下、諸法令)ならびに東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、開示規則)」に従い、諸法令や開示規則の定める重要事実該当した事象に関しては、可及的速やかに情報の開示を行います。</p> <p>また、諸法令や開示規則が定める重要事実該当しない事象であっても当社の企業活動や戦略を投資家の皆様にご理解いただくために必要ないし有用であると判断した事象についても同様に情報の開示を行います。</p> <p>情報の開示にあたっては株主、投資家を含む当社のあらゆるステークホルダー(利害関係者)に対し公平かつ迅速に伝達できるよう、東京証券取引所のTDnet(適時開示情報伝達システム)ならびに記者クラブ等を通じたプレスリリース等にて発表するとともに、発表内容を本ウェブサイトに掲載いたします。</p> <p>さらに、発表内容によっては記者会見やアナリスト説明会を実施し、その際の発表内容についても迅速に本ウェブサイトにて公開いたします。また、当社の株主の皆様には、定期的に発行している株主通信により直接当社の企業活動に関する情報提供を行っております。</p> <p>(2) 未公開の重要事実に関して</p> <p>当社が印刷物、ホームページ、電話によるお問い合わせ、取材、カンファレンス等において公開いたします情報は、当社に關しずくに公開もしくは周知となった事実もしくは一般的なビジネス環境等に限りません。未公開の重要事実については一切言及いたしません。</p> <p>(3) クワイエットピリオドに関して</p> <p>当社は、決算発表準備中に株価に影響を与える情報が漏れることを防ぐため、当社の決算発表前後一定期間を「クワイエットピリオド」として、個別取材やミーティングへの対応や出席、業績見通し等に関してのお問い合わせへの対応を控えさせていただいております。ただし、公表済の業績予想からの大きな乖離が見込まれる場合においては、クワイエットピリオド中であっても適宜情報開示を行います。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げております。ITの役割は業務効率化、コスト削減などのツールから、企業のプロセスやビジネスモデルの変革を支える経営基盤へと進化し、その利用形態も革新し続けております。当社はテクノロジー・カンパニーとしてクラウドソリューションをはじめとする最先端のデジタル技術をご提供し、ITが生み出す価値を創造することで、お客様の競争力強化、業績向上、社会の利便性向上、発展に貢献していくことを基本方針としております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要ときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

(3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。
- (b) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
- (b) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。
- (c) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。
- (d) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。
- (e) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
- (b) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
- (c) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
- (d) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。

(7) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。

(8) 監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局及び監査委員の事務を補助する補助人は、監査委員会の事務に関する事項について、監査委員会の指示に従う。

(9) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第404条第4項に基づいて取り扱うものとする。また、監査委員は、取締役会又は執行役の事前承認を受けることなく、必要に応じて当社の費用において外部アドバイザーを任用することができる。

(12) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査委員は、監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (b) 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める。
- (c) 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられる。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、オラクル・グループの企業倫理規定について、全役員・従業員に対し周知を図るとともに、当該規定の浸透を図るため、必要な教育を継続的かつ定期的に行っております。また、内部監査部門による当社の監査を行い、監査結果について監査委員会及び取締役会に対し、定期的に報告を行っております。さらに、内部通報受付窓口を設け、不正行為等の防止及び早期発見に努めており、当該窓口を通じて不正行為等が明らかとなった場合には、適宜取締役会及び監査委員会において報告し、また、是正措置及び再発防止措置を講ずることにより適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct(倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称:オラクル・コード)」においてコンプライアンスを重要な価値と定め、それを受けた当社のコンプライアンス関連規程等において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを規定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」記載の規程において行動指針を示すほか、部門横断型のリスク管理協議会の設置と運営、社員への研修教育を通じた意識の徹底を進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

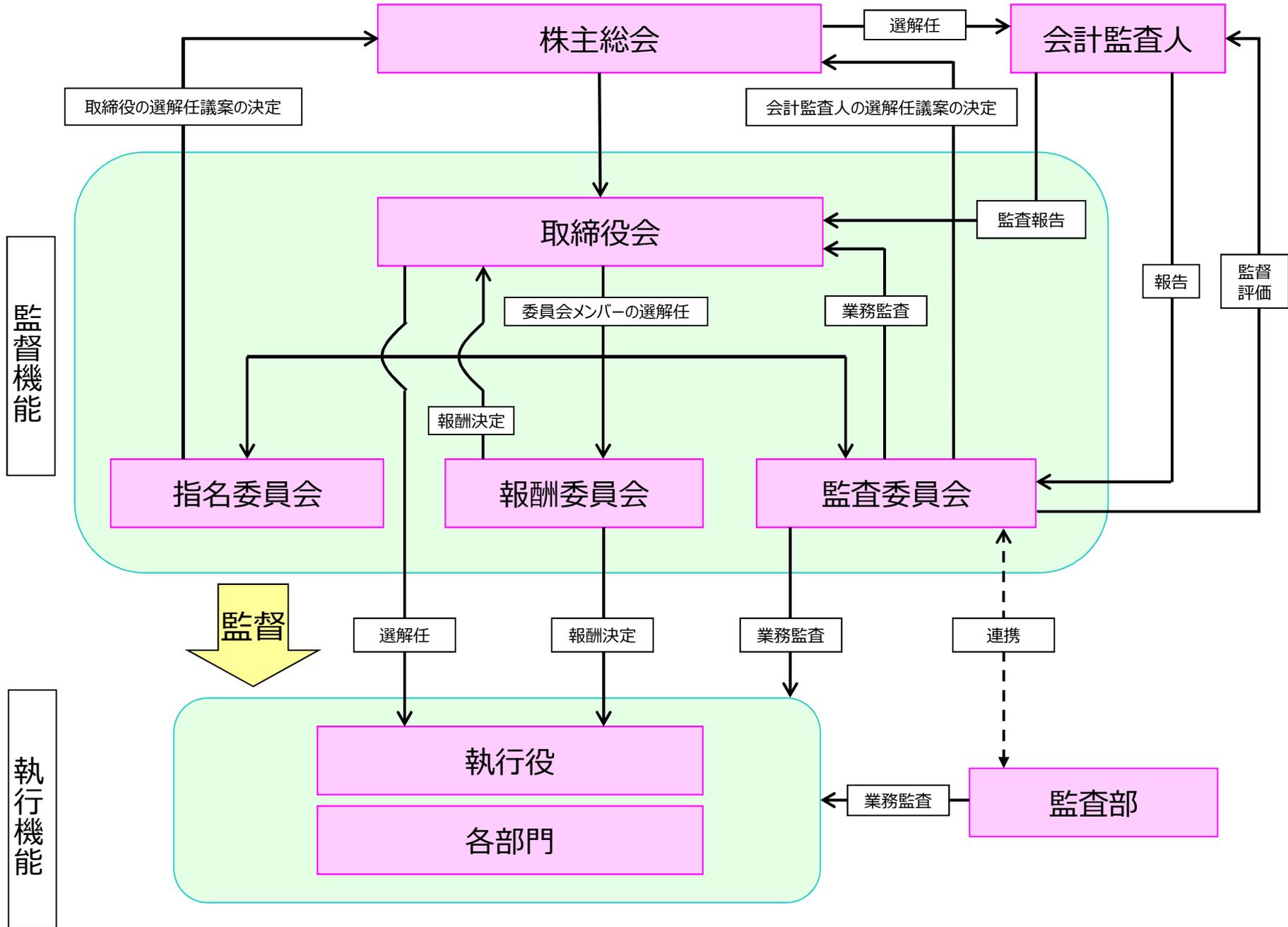
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

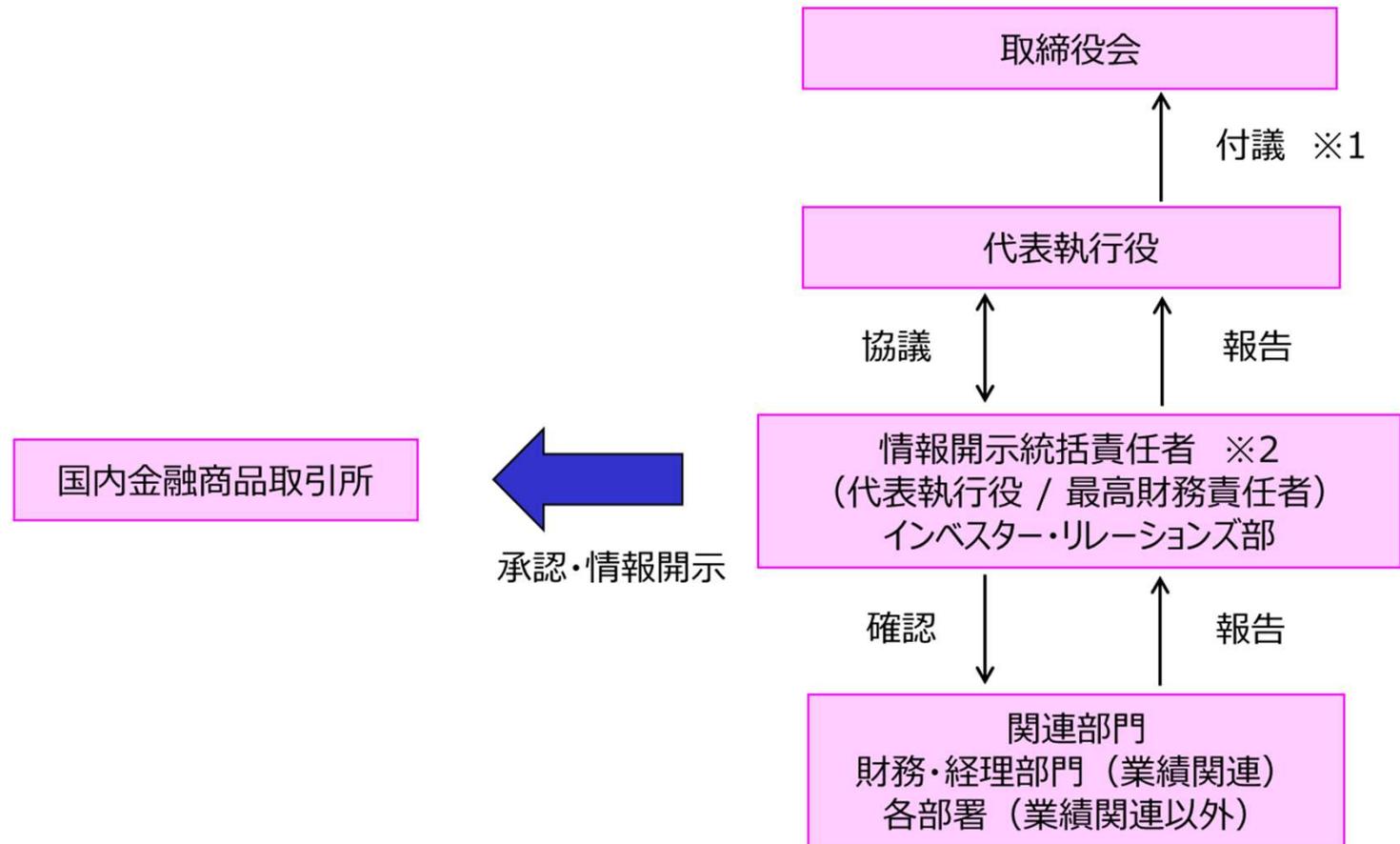
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法、その他関係法令および東京証券取引所の規則等を遵守し、適時適切な会社情報の開示を行うために、社内規程(「重要情報の管理と内部者取引の防止に関する規程」)を設け、社内体制の更なる充実に努めています。別添の[情報開示体制]模式図をご参照ください。

[コーポレート・ガバナンス体制]



[情報開示体制]



※1 情報開示を行う情報のうち、取締役会決議が必要なものを付議します。

※2 情報開示統括責任者は重要情報を一元的に管理するとともに、開示すべき時期、内容、方法等を必要に応じ関係者と協議の上決定し、開示を承認します。

ダイバーシティの目標と進捗

		FY21	現状 (FY22)	FY24	FY31
女性社員	マネジャー	13%	14%	18%	30%
	全社員	25%	25%	28%	35%
中途採用	マネジャー	84%	84%	現状を維持	
	全社員	86%	86%		
外国人採用	マネジャー	5%	5%	6%	10%
	全社員	5%	6%	6%	10%

スキル・マトリックス

	グローバルマネージメント	業界経験	テクノロジー	データセキュリティ・リスクマネジメント	ファイナンス	法務・コンプライアンス・コーポレートガバナンス	エグゼクティブリーダーシップ・タレントディベロップメント・ダイバーシティ&インクルージョン
三澤 智光	○	○	○	○			○
クリシュナ・シヴァラマン	○	○			○		○
ギャレット・イルグ	○	○	○	○			○
ヴィンセント・エス・グレリ	○	○			○		○
キンバリー・ウーリー	○	○				○	○
藤森 義明	○						○
ジョン・エル・ホール	○	○	○				○
夏野 剛	○		○				○
黒田 由貴子	○						○